

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 30 日（水）、第 13 回の委員会が開かれました。

- 1 ①経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第 37 号）  
②経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第 10 号）
  - ・小林国務大臣、小田原外務副大臣、田中文部科学副大臣、岩田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。  
（質疑者）山岸一生君（立民）、大串博志君（立民）、本庄知史君（立民）、太栄志君（立民）、阿部司君（維新）、足立康史君（維新）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 山岸一生君（立民）

藤井前経済安全保障法制準備室長の懲戒処分

- ア 防衛省が中国の影響があった企業との契約を停止したと報じた令和元年 6 月 21 日付の日本経済新聞記事
  - a 同記事について、防衛省が同新聞社に訂正の申入れを行ったかの確認
  - b 3 月 23 日の内閣委員会における防衛省の答弁は、同記事とは異なる契約について答弁したものであるかの確認
  - c 当該契約が、一時的に停止された後に再開されたか否かの確認
  - d 当時防衛装備庁の審議官であった藤井氏が、同記事に関して取材を受けていたかの確認
  - e 令和 4 年 3 月 24 日に防衛省が提出した資料の一覧表において、令和 2 年 1 月 31 日付の国内外の先端技術動向を調査・分析するためのシンクタンク創設に関する調査が掲載されていない理由
  - f 令和元年度以降、防衛省と E Y との契約が増えた理由
  - g 条件を満たさないものは防衛省の入札に参加できない仕組みとなってから、入札時点において条件を満たさなかったために入札に参加できなかった事例の有無
  - h 令和 2 年 1 月 14 日に契約された、新情報セキュリティ基準等への対応に係る適合支援役務の内容
- イ 政府と経済安全保障に関連するビジネス関係者及び有識者との関係は一線を画したものとすべきとの意見について小林国務大臣の見解

## 大串博志君（立民）

藤井前経済安全保障法制準備室長の懲戒処分

- ア 藤井氏と國分多摩大学ルール形成戦略研究所所長がやり取りしたメール
  - a メールの件数
  - b メールの内容
  - c メールが非違行為に該当しないと判断した根拠
- イ 藤井氏と國分氏の関係性についての政府の見解

## 本庄知史君（立民）

内閣提出法律案

- ア 経済安全保障の定義は、国民の安全より広く国益を確保するものかの確認
- イ 安全保障の定義

- ウ 基本指針に示すとの答弁があった政策の必要性と考え方等を内閣提出法律案に基本理念として明記する必要性
- エ 第 60 条の特定重要技術研究開発基本指針の内容
- オ 第 65 条の特許出願非公開基本指針の内容
- カ 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）において規制を必要最小限としている趣旨
- キ 必要最小限と規定することによる外為法の執行に当たっての支障の有無
- ク 特定重要物資の指定要件について、「外部から行われる行為」との規定が想定する主体及び当該行為に国際紛争や大規模災害が含まれないことの確認
- ケ 日本の半導体の世界シェア及び供給不足の原因
- コ 特定重要物資の有力候補である半導体でさえこの要件を満たさない可能性があることから、特定重要物資に指定されるものが絞られすぎることへの懸念
- サ 既に備蓄制度が存在する物資が特定重要物資に指定された場合における既存の制度と内閣提出法律案との関係についての整理
- シ 特定重要物資の指定対象として既存の備蓄制度のある物資が排除されていないことの確認
- ス 既存の備蓄制度のある物資についても、第 44 条により安定供給の確保のための措置として備蓄以外の追加措置を行うことができることの確認

#### 太栄志君（立民）

##### 内閣提出法律案

- ア 経済安全保障の確保と自由な市場経済の関係
  - a 大川原化工機の外為法違反容疑に係る起訴取下げ事案についての小林国務大臣の認識
  - b 経済安全保障の確保と自由な市場経済との関係についての小林国務大臣の見解
- イ 経済安全保障分野における米国との関係
- ウ 経済安全保障分野における韓国との関係
  - a 経済安全保障戦略上の韓国の重要性
  - b 韓国を同志国として想定しているかの確認
  - c 経済財政運営と改革の基本方針 2021（骨太方針 2021）の「経済安全保障の確保等」における「同志国」に韓国が含まれるかの確認
  - d 日本から韓国への輸出管理規制の現状及び今後の見通し
  - e 経済安全保障の確保の観点から日韓関係の改善を図る必要性
  - f 韓国も含めてインド太平洋地域における経済安全保障を軸にした国際秩序をつくる必要性
- エ 経済インテリジェンスの在り方
  - a 外務省や在外公館等において収集した経済安全保障関連の情報の政府内外での共有の有無
  - b 経済安全保障分野におけるインテリジェンス機能強化の取組
  - c 経済安全保障分野における包括的なインテリジェンス機関の必要性

#### 阿部司君（維新）

##### （1） 国際標準化活動

- ア 国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）において国際標準化活動に従事している日本人の数
- イ ISO及びIECで活動する日本人の年代構成
- ウ 国際標準化活動への取組がEU各国における経済成長の背景にある可能性
- エ 中国による国際標準の獲得活動に係る動向
- オ 国際標準を始めとするルール形成力強化に向けた人材育成に係る認識

- カ 我が国の国際標準化のレベルアップ及び人材育成に向けた小林国務大臣の決意
- (2) サイバーセキュリティ
- ア 国内外におけるインフラ、企業及び政府機関に対するサイバー攻撃の現状認識
- イ 我が国でサイバー攻撃が発生した場合の攻撃元の特定に向けた捜査、情報収集、分析及びその後の対処方法

**足立康史君（維新）**

内閣提出法律案

- ア 本法施行後速やかに、特定重要物資等の調査を拒否した者に対する罰則の在り方について検討を行い、必要があると認められた場合には罰則規定を設ける必要性
- イ 附則第4条にある施行から3年経過後の見直し規定について、3年を待たずに速やかに検討する必要性

**塩川鉄也君（共産）**

(1) 官民技術協力

- ア デュアルユース技術についての確認
- イ 経済安全保障重要技術育成プログラムの成果の公的利用に軍事技術が含まれるかの確認
- ウ 特定重要技術の研究開発のプロジェクトの仕組み
- エ 官民協議会は、防衛、軍事など政府側のニーズを研究者と結びつける場となるかの確認
- オ 従来の研究開発では、特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）を除き、政府が提供する機密性の高い情報に対して保全措置を求める法的枠組みはないことの確認
- カ 官民協議会の構成員に対する守秘義務違反に罰則を設けると研究活動に大きな制約となる可能性

(2) セキュリティクリアランス制度

- ア セキュリティクリアランスの概要
- イ セキュリティクリアランスの検討経緯
- ウ 経済安全保障法制に関する有識者会議におけるセキュリティクリアランスに関する議論
- エ 令和元年の経済産業省産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告におけるセキュリティクリアランスに関する記載
- オ エの中間報告への経済産業省の対応
- カ 統合イノベーション戦略2020を踏まえた政府の検討状況
- キ セキュリティクリアランスにおける個人情報に対する調査の内容
- ク 特定秘密保護法における適性評価制度に準じて機微技術に関するセキュリティクリアランスを検討しているかの確認
- ケ 北村滋氏の著書である「情報と国家」において、今後民間事業者を対象とした機密取扱いの資格制度の導入が急がれることとなろうと書かれていることについて承知しているかの確認
- コ 特定秘密保護法の適性評価制度だけでなく、民間事業者を対象とした適性評価制度の検討を行っていくかの確認
- サ 特定秘密保護法の適性評価制度における調査事項
- シ セキュリティクリアランスにおける調査事項にセンシティブな個人情報を含めることに国民の懸念があることに対する見解
- ス セキュリティクリアランスを行う場合、本人が不同意の場合の不利益取扱いの問題等も視野に入っているかの確認

**緒方林太郎君（有志）**

#### 内閣提出法律案

- ア 特定重要物資の指定を本法律の施行日までに行う必要性
- イ 特定重要物資の安定供給確保を各省の設置法に規定する必要性
- ウ 特定重要技術の定義
- エ 特定重要物資に関する調査の守秘義務違反と特定重要技術に関する守秘義務違反との罰則のバランス
- オ 特定重要技術の研究開発の成果の適切な活用方法
- カ 指定基金が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）及び国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に分かれていることによる縦割り行政への懸念並びに研究成果の社会実装についての文部科学省の見解